

寒川町水路に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～	～ 略 ～
(占 用 料 の 納 付)	(占 用 料 の 納 付)
第6条 第4条の規定により許可を受けた者(以下「占有者」という。)は、 <u>別表に定める</u> 占有料を納付しなければならない。	第6条 第4条の規定により許可を受けた者(以下「占有者」という。)は、 <u> </u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町水路に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受けた占有に係る占用料について適用し、同日前に許可を受けた占有に係る占用料については、なお従前の例による。